

2025年度 創造的技術開発事業（試験場利用促進事業） 補助金募集要項

1. 事業概要

中小企業者が新分野進出を図るため、新製品開発や新技術研究を行うにあたり公的試験場等を利用した場合、市がその費用の一部を助成します。

2. 募集期間

2025年4月1日(火)～2026年3月13日(金)

※ただし2026年3月13日(金)までに事業が完了し、実績報告書を提出する場合に限りです。

3. 補助対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること
- (2) 市税を滞納していない者であること
- (3) 市内に本社または事業所を有している者であること
(グループ申請の場合は、本市に本社又は主たる事業所を有する中小企業者が、グループ構成者の2分の1以上であること)
- (4) 中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術を有している者であること
(グループ申請の場合は、特定ものづくり基盤技術を有する中小企業者を含むグループであること)

※中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術

中小企業庁HP <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

4. 補助対象事業

公的試験場利用に係る試験費用が年度内合計で1万円以上の者

5. 補助対象経費

依頼試験や機器使用等にかかる経費

6. 対象試験場

- ・長野県工業技術総合センター
 - 材料技術部門
 - 精密・電子・航空技術部門
 - 環境・情報技術部門
 - 食品技術部門
- ・その他 公共試験場

7. 補助率等

補助率 補助対象経費の2分の1以内

補助上限額 1企業につき10万円以内

8. 応募件数

同一者での申請は年度内で1件とします。

9. 提出書類

【交付申請時】

交付申請書、補助事業実施計画書、その他必要とする書類

【実績報告時】

実績報告書、収支精算書、領収書等支払いの証明ができるもの、市税完納証明書、その他必要とする書類

10. 審査方法、結果の通知

申請後は事務局において書面審査を行い、予算の範囲内にて採択します。

審査結果については、別途文書にて通知します。

11. 実績報告、補助金の支払い

事業終了後、所定の様式により実績報告書を提出していただきます。

なお補助金の支払いは精算払いのため、実績報告書提出後の審査を通過した後、お支払いすることとなります。

12. 事業成果の公表、報告等

補助を行った中小企業者等について、事業成果等を公表する場合があります（特許等の出願予定は除く）。

13. 提出及び問い合わせ先

一般財団法人塩尻市振興公社（塩尻インキュベーションプラザ）

地域産業イノベーション事業部 担当：堀内靖男、服部あき

〒399-0737 塩尻市大門八番町1-2

電話 0263-51-1920

FAX 0263-51-1921

E-Mail kougyou@shiojiri.com